

利用の手続き

■障害福祉サービス利用開始までの流れ

サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、



障害福祉サービスの利用相談 [各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談コーナー]

利 用 申 請

介 護 給 付

訓練等給付・地域相談支援

心身の状況に関するアセスメント

・障害支援区分とは

障害支援区分とは、障害のある人に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分(区分1~6:区分6の方が必要度が高い)です。介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう、導入されました。

障害支援区分の一次判定

医師意見書

二次判定(審査会)

審査会は、障害保健福祉をよく知る委員で構成されます

障害支援区分※の認定

介護給付では区分1~6の認定が行われます

サービス等利用計画案※の作成

(利用者は、特定相談支援事業者に作成を依頼し、申請窓口提出します。)

暫定支給決定

訓練・就労評価項目

個別支援計画

一定期間、サービスを利用し、①ご本人の利用意思の確認
②サービスが適切かどうかを確認
評価項目にそったお一人お一人の個別支援計画を作成し、その結果を踏まえ本支給決定が行われます

必要に応じ、審査会の意見聴取

支 給 決 定

利用できる障害福祉サービスの種類や支給量、利用者負担上限が決定され、受給者証が発行されます

サービス等利用計画※の提出

サービス利用開始

※難病の人は利用申請時に病名を証明するものが必要です。

※サービス等利用計画案の詳細については、22頁の計画相談支援をご覧ください。